

第4章 成績評価および修了認定

【評価基準】

4-1 成績評価

4-1-1 学修の成果に係る評価(以下、「成績評価」という。)が、学生の能力及び資質を正確に反映する客観的かつ厳正なものとして行われており、次に掲げるすべての基準を満たしていること。

- (1)成績評価の基準が設定され、かつ学生に周知されていること。
- (2)当該成績評価基準にしたがって成績評価が行われていることを確保するための措置がとられていること。
- (3)成績評価の結果が、必要な関連情報とともに学生に告知されていること。
- (4)期末試験を実施する場合は、実施方法についても適切な配慮がなされていること。

解釈指針4-1-1-1

基準4-1-1 (1)における成績評価の基準として、科目の性質上不適合な場合を除き、成績のランク分け、各ランクの分布の在り方についての方針の設定、成績評価における考慮要素があらかじめ明確に示されていること。

解釈指針4-1-1-2

基準4-1-1 (2)における措置として、例えば次のものが考えられる。

- (1)成績評価について説明を希望する学生に対して説明する機会が設けられていること。
- (2)筆記試験採点の際の匿名性が適切に確保されていること。
- (3)科目間や担当者間の採点分布に関するデータが関係教員の間で共有されていること。

解釈指針4-1-1-3

基準4-1-1 (3)にいう「必要な関連情報」とは、筆記試験を行った場合については、当該試験における成績評価の基準及び成績分布に関するデータを指す。

解釈指針4-1-1-4

基準4-1-1 (4)にいう「適切な配慮」とは、筆記試験において合格点に達しなかった者に対して行われる試験(いわゆる再試験)についても厳正な成績評価が行われていること、及び当該学期の授業につき、一定のやむを得ない事情により筆記試験を受験することができなかった者に対して行われる試験(いわゆる追試験)について受験者が不当に利益又は不利益を受けることのないよう配慮されていることなどを指す。

4-1-2 学生が在籍する会計大学院以外の機関における履修結果をもとに、当該会計大学院における単位を認定する場合は、当該会計大学院としての教育課程の一体性が損なわれていないこと、かつ厳正で客観的な成績評価が確保されていること。

【現状説明】

[4-1 成績評価]について

(1) 成績評価の基準の設定と開示

成績評価は、各担当者によって差はあるが、基本的には中間や期末(定期)のペーパーテスト、授業中の小テスト、課題レポート、および受講中の授業への関与度の各項目の評価に基づいて、各科目担当者が評価している。成績評価の基準は、個々の科目ごとにシラバスの中で常時明示され、成績評価の基準が複数存在する場合、その内容と各ウェイトについても具体的に明らかにすることを徹底している(例、「期末試験70%、中間試験30%」)。この点は、本学のシラ

バス入稿システム上、成績評価方法が必須入力項目とされており、これを入力せずにはシラバス入稿を完了させることができないことから担保されており、また、毎年度末に、FD委員会が全てのシラバスについて点検を行っており、成績評価の基準の内容の適正性も確認している。成績評価の基準は、シラバス上で示されるだけでなく、担当教員は、授業の第1回目において、成績評価の基準を含めシラバスの内容を説明している。なお、出席点に関しては、文部科学省による指導および青山学院大学の方針に従い、成績評価の基準から外しているが、単位付与要件として最低出席回数を学生に求めること（例えば、定期試験を実施する科目で、出席回数が全体の3分の2（15回中10回）に満たないと試験を受験できないと設定する）は可能としている。

(2) 成績ランクの分布

成績評価における目安として、AA（90点から100点まで）およびA（80点から89点まで）を全受講者の30%、B（70点から79点まで）を40%、C（60点から69点まで）を残り30%を目安としている。不合格（59点以下）については、当然にありうるものの、とくに目安となる割合を設定していない。なお、受講者数の少ない科目については、上記一般的基準を原則とするものの、弾力的に運用している。

2018～2022年度の講義科目および演習科目ごとの成績評価の分布状況については、2022年度は、AAおよびAが、講義科目で41.9%（2021年度43.7%、2020年度42.5%、2019年度42.4%、2018年度42.7%）、演習科目で82.1%（2021年度77.3%、2020年度74.8%、2019年度73.3%、2018年度74.2%）である（別資料【図表4-1】〔成績評価の分布〕参照。なお、図表中の履修取消者を除いた数値で算出した割合である）。必修科目など一定の履修者数のある科目においては、相対評価（AAおよびAを30%の割合とするなど）を原則としており、履修者数20人以上の講義科目では、2021年度は、AAおよびAが、38.3%（2021年度37.1%、2020年度39.7%、2019年度36.2%、2018年度34.8%）となっている（別資料【図表4-2】〔履修者数20人以上の講義科目〕参照）。なお、教務課において全科目の採点分布結果を集計し、科目・領域ごとの成績分布状況のデータを作成している。

(3) 期末試験、再試験、追試験の実施状況

学生の当該科目に係る学習状況の確認および成績評価の客観的な実施等を目的として、演習を含めて、試験又はレポートによる期末試験の実施を図っている。

2018年度から2022年度における期末試験（試験／レポート）の実施形態についてみると、講義科目では概ね70%の科目で試験を実施しているのに対して、演習および論文指導ではすべてレポートによる実施となっている（別資料【図表4-3】〔期末試験（試験／レポート）の実施状況〕参照）。

また、2年制の学生を対象に、必修科目「財務会計Ⅰ・Ⅱ」および「管理会計Ⅰ・Ⅱ」の履修条件としている前提科目（「初級簿記」および「初級原価計算」。表中では「前提」と表記。）についても、期末に試験を実施している。

追試験については、原則として、傷病、忌引、交通（遅延）、災害、職務の都合により期末試験を欠席した学生を対象に、学生の申請に基づいて、期末試験後の指定期間中に実施している。なお、申請時には、欠席の理由を証明する書類（本人氏名、受験できなかった日時・事由・証明者名の記載及び証明者印のあるもの）の提出を求めている。なお、再試験は、本研究科では実施していない（なお、2019年度以前入学者を対象に前提科目のみ再試験を行っていた例はある）。

(4) 履修成果が一定水準に達しない学生の状況

学年進級判定については、教授会がその判定を行なっている。必要に応じて、科目担当者に対して、成績評価についての詳しい資料の提出を求め、是正措置を講じるよう要請する場合もある。

進級判定に際しては、AAを4、Aを3、Bを2、Cを1、不合格を0と評価し、それらの平均から算出するGPAを算出している（GPA算出方法については、別資料【図表4-4】〔GPA算出方法〕参照。なお、GPAの算出に当たって、不合格および欠席評価の単位数も分母に含め、本研究科以外の機関で取得した単位の成績は、GPAの算出には含めない。）。本研究

科では、このGPA 基準を修了要件の一つとしており、2 年制はGPA1.5 以上、キャリアアップ・コース1 年半制およびリカレント・コース1 年制はGPA2.0 以上と設定している。なお、2 年制における1 年次から2 年次への進級に当たっても、進級要件ではないが1.5 ポイント以上のGPA 基準を満たしていることが望ましい。

GPA 基準を満たさなかった学生は、2022年度は、2 年制では、2022年度前期入学生で10名（在籍者数80名。ただし年度途中の退学者を除く（以下同））、2021年度前期入学生で9名（在籍者数58名）、2020 年度前期入学生で7 名（在籍者数44名）、キャリアアップ・コース1 年半制では、2022年度後期入学生で2名（在籍者数9名）、2022年度前期入学生で0名（在籍者数12名）、2021年度後期入学生で1名（在籍者数9名）、2021年度前期入学生で0名（在籍者数12 名）、2020 年度後期入学生で3名（在籍者数10名）、リカレント・コース1 年制では、2022年度後期入学生で0名（在籍者数1 名）2021 年度後期入学生で0名（在籍者数1名）である（別資料【図表4-5】〔会計プロフェッション研究科学生の成績（G.P.A.）分布〕参照）。

【自己評価】

上記【現状説明】(1)で述べた通り、学生に対して、シラバスや授業時のガイダンスを通じて、成績評価基準を明確に設定、周知しており、評価基準4-1-1 (1) に沿うものとする。

なお、以前、外部評価委員から、成績評価基準に出席点を含めるべきであるとのことをご意見を賜ったが、授業に出席する事は当然であるという考えに基づく文部科学省指導を受け、2014 年度より全学的に出席点は評価の中にも含めないこととした。よって、本研究科でも出席点は成績評価の基準から外している（なお、単位付与の要件として最低出席回数を学生に求めることは許容される）。

成績評価基準にしたがい成績評価を行うことについては、試験時期に各教員に書面でもって周知している。成績評価がなされた後も、教務課で採点分布データ（領域別・科目別・講義/演習別）を集計し、適切に保管している。また、成績評価について説明を求める学生には、書面で質問事項を提出させ、質問に対する回答を書面で返却する制度も運用している。そのため、教員に対しては、成績評価結果根拠資料（①期末試験の答案、レポート、②出席状況、小テストなど成績評価に加味された資料）について5年間保管する旨文書で通知している（または当該資料一式を教務課に提出し、教務課で保管することも認めている）。したがって、評価基準4-1-1 (2) が求める、成績評価基準にしたがって成績評価が行われていることを確保するための措置がとられていると考える。

成績評価の結果については、学生が、各学期末（9月・3月）に学生ポータル「成績通知書」で閲覧することができる。よって、成績評価の結果は、学生に書面を通じて提示されるとともに、学生側においても十分に理解されているといえ、評価基準4-1-1 (3) を満たしている。

期末試験を実施する場合は、教員に対しては実施概要を説明し、学生に対しては実施要領を掲示している。また、追試験の実施に関しても、学生に配布される大学院要覧において、受験資格及び申請方法を明示している。したがって、期末試験（追試験含む）の実施方法について、厳正かつ公平な実施のための必要な措置がとられ、学生に対する適切な配慮が行われており、評価基準4-1-1 (4) を満たしているといえる。

以上の点から、教育課程における成績評価は、学生の能力及び資質を正確に反映する客観的かつ厳正なものとして行われており、評価基準を満たしていると総括する。

【今後の課題】

演習科目の成績評価は、全教員が試験を実施せず、レポートの内容及び授業への貢献度等を総合的に勘案して行っている。特に、演習科目は、学生が事前に与えられた特定課題について調査・検討した内容を報告するスタイルで行われていることが多く、研究成果をレポートでまとめさせることにより学生の知識・思考の体系化を図っているため、こうした成績評価方法は、科目の性質上、適切であると考えている。

もともと、レポートによる成績評価をめぐっては課題もある。一つは、かかる成績評価方法が、学生にとって不透明に映りかねないことが考えられる。成績評価の基準の客観性・明確性を高めるため、教員においては、毎回、報告やレポートの内容、学生の議論・討論への意欲や参加貢献度等を客観的に評価し、その都度、学生に対して個別にフィードバックを行うことに努めなければならないと考える。学生から提出されたレポートへの適切なフィードバックについては、現在、個々の教員にその実施を委ねている状況にあるため、研究科として統一された形式で実施することを要するかどうかは引き続き検討課題としたい。また、もう一つの課題としては、近年、レポート作成における盗用や剽窃のリスクが高まっていることである。ChatGPTに代表される生成型AIを用いて学生がレポートを作成し、これを提出した場合、レポートを受領した教員側で、学生本人の習熟度と努力によるを適切に測定することが困難なものとなり、客観的かつ公平な成績評価を実施することができなくなるおそれがある。そのため、研究科は、レポートのみにより成績評価を行う科目やレポートによる成績評価割合が高い科目については、レポートの提出とは別に、学習成果を確認するための別途対応を教員に要請している。例えば、盗用・剽窃及び生成型AIによる作成が困難なレポート課題・要件等を設定することや、レポート内容について口述試問を行い、理解度を確認することが考えられる。なお、2024年度以降、講義科目（演習系科目を除く講義科目）について、試験による成績評価が可能な科目については、成績評価の公平性を確保する観点から、できる限り試験による成績評価を行うことを求める方向で検討している。

【評価基準】

4-2 修了認定及びその要件

4-2-1 会計大学院の修了要件が、専門職大学院設置基準の定めを満たすものであること。

この場合において、次に掲げる取扱いをすることができる。

ア 教育上有益であるとの観点から、他の大学院において(他専攻を含む)履修した授業科目について修得した単位を、各会計大学院が修了要件として定める30単位以上の単位数の二分の一を超えない範囲で、当該会計大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすこと。

イ 教育上有益であるとの観点から、当該会計大学院に入学する前に大学院において履修した授業科目について修得した単位を、アによる単位と合わせて各会計大学院が修了要件として定める30単位以上の単位数の二分の一を超えない範囲で、当該会計大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすこと。

解釈指針4-2-1-1

修了の認定に必要な修得単位数は、モデルカリキュラム等を参考に各会計大学院が適切に設定する。

解釈指針4-2-1-2

修了の認定に当たっては、例えばGPA等の方法等を活用して、修了生の成績認定の客観化に努めることとする。

解釈指針4-2-1-3

在学期間の短縮を行っている場合、その固有の目的に照らして十分な成果が得られるように配慮したうえで、その基準・方法を定め、学生等に対してあらかじめ明示して周知を図るとともに、その基準・方法を公正かつ厳格に運用すること。

【現状説明】

[4-2 評価基準]について

(1) 修了要件および修了判定基準

修了認定については、ディプロマポリシー（修了認定・学位授与の方針）に基づき、教授会が下記の修了要件および修了の判定基準に従って、修了の判定を行い、議決することとしている。

<修了要件>

修了資格を得るためには、定められた標準修業年限以上在学し、別資料【図表4-7】〔修了認定要件〕に示す区分に従って単位を修得しなければならない。同【図表4-7】に示された単位数は、科目の種別ごとに要求される最低の単位

数であり、これが1単位でも不足すると修了は認められない。なお、会計プロフェッション教育の充実のために、法務研究科、国際マネジメント研究科、法学研究科とは開設当初から指定された科目の相互乗り入れをしており、法務研究科、国際マネジメント研究科からは各4単位、法学研究科からは6単位、合計14単位までは履修が認められている。

<修了の判定基準>

修了に必要な単位数（2年制は50単位、1年半制は36単位、1年制は30単位）を満たした者を対象として、教授会において厳格に判定する。この修了判定にはGPA制度を用い、AA評価4ポイント、A評価3ポイント、B評価2ポイント、C評価1ポイント（2009年度以降入学者は不合格科目単位数および試験欠席科目単位数も含めた履修登録総単位数を分母）として平均点を算出し、修了に必要なGPAの数値（2年制は1.5ポイント以上、1年半制および1年制は2.0ポイント以上）を満たしていることを修了基準とする。

(2) 最高履修制限単位

最高履修制限単位は、2年制の場合、年間34単位（3年制の場合は20単位）、キャリアアップ・コース1年半制で各学期16単位、リカレント・コース1年制で年間36単位である。この単位数を超えて履修することはできない（別資料

【図表4-6】〔学生の年間合計単位取得状況〕参照）。なお、最高履修制限単位を超えた履修者は、いずれも単位認定

（(4)既修得単位の欄参照）によるものである。

(3) 進級要件

2年制の学生は、1年次に14単位以上を修得していない場合、2年次へ進級できない。これは、本研究科における授業科目の性質上、基礎的な科目の履修がその後の応用・実践的な科目の履修の前提となり、1年次に、この程度の単位数を修得しておくことが、効果的な学習のために不可欠と考えられることに基づく措置である。2022年度入学生については14単位未満の学生は5名である（別資料【図表4-6】〔学生の単位取得状況（年度途中の退学者・休学者を含む）〕参照）。

また、2013年度より、14単位以上修得していても、前提科目「初級簿記」及び「初級原価計算」が不合格である場合も同様としている。前提科目は、修了要件単位数には含まれないが、当該科目の履修が義務付けられた学生にとって実質的には修了要件に組み込まれることになる。本研究科の学生は、入学時点での簿記や原価計算に関する習熟度に多少のばらつきがあり、結果的に正規の授業の理解度において差が生じやすいため、会計学未習者が、その後の会計学の正規科目の学習において消化不良を起こさないように配慮したものである。2018年度以降は、会計学未修者の学習到達度を高めるため、前提科目の全講義をビデオで撮影し、WEB上で講義配信するシステムも導入した。前提科目の履修者が、研究科の科目履修に必要な学力水準を早期に獲得し、修了要件を満たす見通しを立てられるように配慮した独自の取り組みである。

なお、既に合格の成績評価を得ている科目を再履修することはできない。また、名称変更された科目についても、変更前の科目名称で合格の成績評価を得ている場合、名称変更後の科目を履修することはできない。

(4) 既修得単位の認定

学則にしたがい、入学前に大学院又は専門職大学院（科目等履修生を含む）で修得した単位は、入学時の所定の手続きにより、本研究科における授業科目の履修により修得したものとみなしている（単位認定）。1年半制および1年制での入学者に対しては、学部の上位教育機関として設置されている大学院で履修した単位についても単位認定の対象とする運用も行っている。また、修士入試（本研究科修了生が複数の学位を取得するために本研究科に再入学する入試方式）による修士入学者には、本研究科ですでに修得した単位について単位認定を実施している。なお、認定単位は最高履修制限単位に含めていない。

すべての単位認定に当たっては、教授会で科目相当性を判断し、認定の可否を決している。認定科目数の上限として、2年制では修了要件が50単位のところ24単位まで、1年半制では修了要件が36単位のところ16単位まで、1年制では修了要件が30単位のところ10単位までとしている。2022年度は申請された12科目につき単位認定を行った（別資料【図表4-1】〔成績評価の分布〕参照）。

(5) 在学期間の短縮

本研究科では、修士入学制度を通じて入学する2年制の学生を対象に、所定の要件を満たすことによって、修業年限である2年を1年もしくは1年半に短縮することを認めている。学生の能力や意欲に応じ上記(4)の単位認定基準・方法に従って弾力的に単位認定を行い、現行の履修要件の下で、在学期間の短縮を求める学生のニーズに応えられるよう取り組んでいる。本研究科修了（見込）者以外については、本研究科以外の大学院において既修得単位（または修得見込みの単位）が、本研究科で単位認定の対象となりうるかを出願前に事前確認を行うことにしている。

【自己評価】

本研究科では、修了認定に必要な修得単位数について、解釈指針4-2-1-1 に従い、2年制、1年半制および1年制の各カリキュラムの内容に沿うものとなるよう、教授会で検討したうえ適切に定めていると考える。

また、専門職大学院その他の大学院において履修した授業科目について、教授会での審査を経て、単位認定を行っている。2年制、1年半制および1年制について、各修了単位数に対し、それぞれ単位認定科目数の上限を設けており、いずれも、評価基準4-2-1が要求する修了要件「30単位以上の単位数の二分の一を超えない範囲」で設定されている。実際の単位認定作業においては、入学者から単位認定が申請された科目について、当該科目の専門分野の教員が相互のシラバスを比較検討し、教授会において厳正かつ公平に判断を実施している。同様に、在学期間の短縮を認める場合においても、入学前の単位の修得状況に応じて、同じ単位認定の基準・方法で単位認定を実施しているため、解釈指針4-2-1-3 にも沿うものとする。また、解釈指針4-2-1-2 に従い、修了認定の基準としてGPA 基準も導入して客観性の高い修了認定を実施し、修了生の質を維持するように努めている。

以上より、本研究科における修了認定方法およびその要件は、評価基準4-2-1を満たしているものとする。

【今後の課題】

(3) に関連して、前提科目の履修者は、当該科目を履修しても修了要件単位として認定されないため、履修上の負担が大きい点が従来懸念されてきた。成績不振者には演習担当教員が面談を通じた指導を行う体制が整っているものの、教授会で継続的に当該履修者の単位取得および成績の状況について追跡し、現行制度を見直すべきかどうかも含め、研究科として課題認識を継続させていくこととする。

(4) に関連する課題として、本研究科が教育目的・理念として国際人の育成を掲げていることに鑑み、国内のみならず、海外の大学・大学院との連携（例、国内で他の大学院が展開する国際会計政策大学院プログラムへの参加や、海外提携大学の大学院との国際交流による学位取得や単位互換等のプログラム、海外の公認会計士資格を取得するための海外提携大学との単位互換など）が挙げられる。時間と場所に拘束されないオンライン授業が定着しつつある中、海外の大学院・教育機関とも教育プログラム上の協力・提携関係を構築するための条件、環境は整いつつある。本研究科の学生のニーズも踏まえながら、中長期的な検討課題として前向きに取り組んでいきたい。

(5) の在学期間の短縮に関しては、修士入試入学者を対象にすでに認めているところであり、毎年当該入試制度を通じた入学者は定着しているものの、実際に在学期間を短縮する学生はごくわずかである。その背景には、論文執筆には一定の時間を要し、資格試験の受験勉強と並行させる学生がほとんどであるため、短期修了が困難な事情があるとみている。今後、在学期間の短縮の対象者を拡大するかどうかに関しては、短期でのキャリアアップや資格取得を希望する社会人のニーズを見極めつつ、時宜を見て、客観的かつ透明性のある判定基準及び合理的な周知方法について検討することとしたい。